

利用料金(令和6年8月1日現在)

(1) 介護保険の対象となるサービス 〈サービスの内容と利用料金〉

〈ご利用者の要介護度と1回あたりご利用時間2~3時間の基本サービス単位〉

要介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位 1割	272	311	351	392	432
基本単位 2割	544	622	702	784	864
基本単位 3割	816	933	1053	1176	1296

〈ご利用者の要介護度と1回あたりご利用時間3~4時間の基本サービス単位〉

要介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位 1割	370	423	479	533	588
基本単位 2割	740	846	958	1,066	1,176
基本単位 3割	1,110	1,269	1,437	1,599	1,764

〈ご利用者の要介護度と1回あたりご利用時間4~5時間の基本サービス単位〉

要介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位 1割	388	444	502	560	617
基本単位 2割	776	888	1,004	1,120	1,234
基本単位 3割	1,164	1,332	1,506	1,680	1,851

〈ご利用者の要介護度と1回あたりご利用時間5~6時間の基本サービス単位〉

要介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位 1割	570	673	777	880	984
基本単位 2割	1,140	1,346	1,554	1,760	1,968
基本単位 3割	1,710	2,019	2,331	2,640	2,952

〈ご利用者の要介護度と1回あたりご利用時間6~7時間の基本サービス単位〉

要介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位 1割	584	689	796	901	1008
基本単位 2割	1,168	1,378	1,592	1,802	2,016
基本単位 3割	1,752	2,067	2,388	2703	3,024

<ご利用者の要介護度と1回あたりご利用時間 7~8 時間の基本サービス単位>

要介護区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本単位 1割	658	777	900	1,023	1,148
基本単位 2割	1,316	1,554	1,800	2,046	2,296
基本単位 3割	1,974	2,331	2,700	3,069	3,444

<ご利用者の要介護度と1回あたりご利用時間 8~9 時間の基本サービス単位>

要介護区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本単位 1割	669	791	915	1,041	1,168
基本単位 2割	1,338	1,582	1,830	2,082	2,336
基本単位 3割	2,007	2,373	2,745	3,123	3,504

<ご利用者の負担割合と1回あたりの加算サービス単位>

【単位/回】

【単位/月】

加算	算定条件	1割	2割	3割
入浴介助 加算Ⅰ	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う場合	40/回	80/回	120/回
個別機能訓練 加算Ⅰ 1	機能訓練指導員専従1名以上配置し直接実施、5人程度以下の小集団または個別で行う。機能訓練を計画、実施、さらに3カ月に1回以上居宅を訪問し説明、見直しを行っている場合	56/回	112/回	168/回
個別機能訓練 加算Ⅰ 2	機能訓練指導員専従2名以上配置し直接実施、5人程度以下の小集団または個別で行う。機能訓練を計画、実施、さらに3カ月に1回以上居宅を訪問し説明、見直しを行っている場合	76/回	152/回	228/回
個別機能訓練 加算Ⅱ	個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けている場合	20/月	40/月	60/月
ADL維持等 加算Ⅰ	対象となる利用者の日常生活動作の機能が維持できているかを評価し、その評価(=ADL利得)の平均値が「1」以上の場合	30/月	60/月	90/月
ADL維持等 加算Ⅱ	上記平均値が「2」以上の場合	60/月	120/月	180/月
科学的介護 推進体制加算	ADL値、栄養状態、口腔機能等その他利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合	40/月	80/月	120/月

支給限度基準額対象外

<ご利用者の負担割合と1回あたりの加算サービス単位>

【単位/回】

【単位/月】

加算	算定条件	1割	2割	3割
サービス提供体制強化加算Ⅰ ※1	・介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が70%以上である事 ・介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上である事	22/回	44/回	66/回
サービス提供体制強化加算Ⅱ ※2	・介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が50%以上である事	18/回	36/回	54/回
サービス提供体制強化加算Ⅲ ※3	・介護職員の総数のうち、介護職員が占める40%以上である事。 ・介護職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者が占める割合が30%以上である事	6/回	12/回	18/回

介護職員等処遇改善加算Ⅰ	※1 又は ※2を算定している場合	合計金額×9.2%		
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	※3 又は サービス提供体制加算を算定していない場合	合計金額×9.0%		

※桜井市は地域区分が7級地のため、加算により計画した単位数に10,14を乗じた金額の負担割合に応じた額が自己負担になります。

※負担割合については、市町村より発行される負担割合証に記載されております割合にて計算させていただきます。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

### <サービスの内容と利用料金>

#### ① 介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービス

介護保険給付の限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の金額がご利用者の負担となります。

#### ② レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことが出来ます。(材料費等は必要に応じて実費相当を頂きます)

#### ③ 日常生活上必要となる諸費等実費

日常生活品の購入代金等ご利用者にご負担いただく事が適当であるものについてご負担いただきます。

- ・食費(1回 おやつ代込み) 650円
- ・おやつ代(1回 食事はしないで、おやつだけ提供した場合) 110円
- ・尿取りパッド 実費
- ・リハビリパンツ 実費
- ・教養娯楽費(1回) 50円
- ・その他諸経費等 実費相当